

新型コロナウイルス感染症にかかった時、濃厚接触者になった時の対応（教職員）

2022.11.7 改正

療養期間および自宅待機期間は、厚生労働省が示す期間を基準とする

- **連絡、報告の義務**（下記に当てはまる場合は登校、出勤をせず必ず電話で担当者へ連絡をしてください）
- ① 教職員本人が陽性者になった場合
 - ② 教職員本人が濃厚接触者になった場合
 - ③ 同居若しくは生活の大半を同一にする方が、濃厚接触者になった場合（疑いがあり、自主的に出勤を控える場合も含む）

担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員…短大学生支援課長（0268-38-2352） kyomu@uedawjc.ac.jp ● 短大職員…短大総務課課長（0268-38-2352） info@uedawjc.ac.jp ● 法人本部職員…法人本部次長（0268-38-2363） ● 短大事務局長…緊急対応が必要な場合は、保健所（0268-25-7178（24時間対応））へ連絡 <p style="text-align: right;">（9/26 より文部科学省への報告なし）</p>
-----	---

① に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は「感染者の情報」を聴取し、短大事務局長へ連絡の上、<u>状況に応じて</u>、当該教職員の濃厚接触者（別紙 濃厚接触チェックリスト）にあたる学内関係者へ連絡。健康状態の確認と健康観察および感染対策の励行を指示する <ul style="list-style-type: none"> ※ 濃厚接触の可能性がある場合は、出勤を控え原則として②の対応をとる ※ 濃厚接触者以外は、健康状態を把握した上で最終接触日を1日目として7日間は感染対策（p2）を徹底しながら、出勤するよう指示する ■ 陽性者（本人）は以下の指示に従い療養する <ul style="list-style-type: none"> ※ 陽性者の療養終了日は、原則として有症状者は発症日を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した後8日目解除（10日間が経過するまでは健康状態を報告、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける）、無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過した日（8日目解除）となる（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは健康観察、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける）。出勤の時期は、本人や生活の大半を同一にする方の健康状態を聴取し決定する
② に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は「濃厚接触者の情報」を聴取し、短大事務局長へ連絡の上、<u>状況に応じて</u>、当該教職員の濃厚接触者（別紙 濃厚接触チェックリスト）にあたる学内関係者へ連絡。健康状態の確認と健康観察および感染対策の励行を指示する ■ 濃厚接触者（本人）は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間は出勤を控え、出勤の時期は、本人や生活の大半を同一にする方の健康状態を聴取し決定する <ul style="list-style-type: none"> ※ 聴取の結果、濃厚接触者にあたらぬ場合は、健康状態を把握した上で最終接触日を1日目として7日間は感染対策（p2）を徹底しながら出勤する

③ に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は情報を聴取する ■ 当該教職員の、同居若しくは生活の大半を同一にする方が検査等（抗原検査は医療用を使用）を実施する場合は、その方の健康状態および陰性確認後、翌日から出勤可とする。検査を実施しない場合は当該教職員の健康状態と、生活の大半を同一にするすべての方の健康状態を聴取し、出勤を判断する。ただし、出勤後7日間は、感染防止対策（p2）を徹底する
----------	--

➤ **出席停止措置・就業制限について**

【職職員】「新型コロナウイルス感染症対策に基づく就業について（2022.9.15 付）」を参照

➤ **健康観察期間中の感染防止対策について**

【健康観察期間中の感染防止対策】

1. 自身の健康観察を行ってください

- 毎日体温測定を行い、健康状態を担当者へ報告する
- 発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、味覚嗅覚などの症状がみられたら、出勤を控えかかりつけ医に電話で相談の上、受診する（かかりつけ医がない場合は、下表の受診・相談センターに相談する）

2. 感染リスクの高い行動を控えてください

- 他者との接触をなるべく減らす
- 身体的距離を保つ（できるだけ2m(最低1m)）
- 黙食を徹底する
- マスクを二重に着用する、午前と午後で取り換えるなど工夫をする
- 手指衛生、身の回りの環境消毒をこまめに行う
- 学内の滞在時間をなるべく短くする
- 感染リスクの高い場所の利用や会食などを控える
- 不要不急の外出を控え、買い物はネットスーパーを利用するか、店舗利用の際は混雑していない時間帯に行き、短時間で済ませる
- 出張など外部への訪問は自粛する。また、会議などはZoomでの参加を検討する

受診・相談センター(24時間対応)

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久	0267-63-3178	木曾	0264-25-2227
上田	0268-25-7178	松本	0263-40-1939
諏訪	0266-57-2930	大町	0261-23-6560
伊那	0265-76-6822	長野	026-225-9305
飯田	0265-53-0435	北信	0269-67-0249

※ 長野市、松本市にお住まいの方は、市の保健所にお問い合わせください。

長野市保健所 平日8:30~17:15 TEL 026-226-9964 休日・夜間17:15~8:30 TEL070-2828-6398
松本市保健所 TEL 0263-47-5670 (24 時間)